

文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱

18 文男保第 1449 号平成 19 年 3 月 28 日区長決定
28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日部長決定
2020 文子幼第 5463 号令和 2 年 12 月 28 日部長決定
2022 文子幼第 10632 号令和 5 年 3 月 28 日部長決定
2025 文子幼第 1459 号令和 7 年 6 月 24 日部長決定
2025 文子幼第 10664 号令和 8 年 3 月 31 日部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、区が平成 11 年 7 月から平成 12 年 12 月までの期間に文京区立さしがや保育園（以下「保育園」という。）において実施した改修工事の際のアスベストのばく露（以下「アスベストばく露」という。）を受けた入所児童及び文京区職員（以下「健康対策対象者」という。）を対象に実施する健康診断その他の健康対策について必要な事項を定めることを目的とする。

(専門委員会)

第 2 条 区長は、健康対策を実施するに当たって必要な事項について、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱（平成 16 年 3 月 31 日 15 文福育第 1599 号）により設置する文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮問し、専門委員会の答申に基づいて健康対策を実施する。

(健康管理台帳)

第 3 条 区長は、健康対策対象者及び保護者の氏名、生年月日、現住所及び住所変更の履歴、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、保育園に滞在した時間及び日数、アスベストのばく露を受けた推定量、推定リスク値並びに既往歴を記載した健康管理台帳（別記様式第 1 号）を整備し、健康対策対象者全員の生存期間中保存し、その後も 10 年間保存するものとする。

(健康管理手帳)

第 4 条 区長は、健康対策対象者に対して、アスベストばく露の事実、ばく露を受けた期間及び保育園に滞在した時間等について記載した健康管理手帳を作成し、交付する。

2 区長は、健康管理手帳の交付を希望しない者に係る健康管理手帳について保管し、交付の申請を受けたときは、交付する。

(健康相談)

第 5 条 区長は、健康対策対象者のうち希望者に対して、健康リスク相談及び心理相談を実施する。

2 区長は、前項の健康相談に係る費用について、別表に定める金額を負担す

るものとする。ただし、区長が特別な理由があると認めたときは、別表に規定する上限金額を超えて負担することができる。

3 前項の規定により区が負担する費用（以下「負担金」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に掲げる書類を添えて、文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断及び健康相談費用等交付申請書兼請求書（別記様式第 2 号。以下「請求書」という。）を区長に提出するものとする。

4 区長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、申請者に対し負担金を支払うものとする。

（情報の提供）

第 6 条 区長は、健康対策に関する情報を掲載したホームページを開設し、健康対策対象者に対する情報の提供に努める。

（調査票の送付）

第 7 条 区長は、健康対策対象者に対して、毎年 1 回調査票を送付し、相談事項、現住所その他健康対策対象者の状況の把握に努める。

（健康診断）

第 8 条 区長は、平成 31 年以降、健康対策対象者を対象とした専門委員会の推奨する健康診断を実施する。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、専門委員会が必要と認めたときは、速やかに健康診断を実施する。

3 前 2 項の健康診断に係る費用は、文京区が負担する。

（その他の健康対策）

第 9 条 区長は、第 3 条から前条までに規定するほか、専門委員会が必要と認めた健康対策を実施するものとする。

（費用負担）

第 10 条 区長は、健康対策対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、健康対策対象者又はその家族に対し、保険診療における一部負担金、休業補償費、葬祭費、弔慰金、遺族補償等アスベストばく露に伴う関連費用を負担する。

(1) 健康対策対象者に胸膜、腹膜及び心膜等の悪性中皮腫が発症し、又はその疾患により死亡した場合において、専門委員会の判定に基づき、アスベストばく露に起因しないことが明らかでないと認められたとき。

(2) 健康対策対象者に、肺がん、良性石綿胸膜炎又はアスベストに起因して発症する可能性があると学会等で認められた疾患が発症し、又はその疾患により死亡した場合において、専門委員会の判定に基づき、アスベストばく露に起因すると認められたとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、アスベストばく露を受けた文京区職員に係る関連費用の負担は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定による補償又は労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による保険給付のうち関連費用の負担に相当するものを受けることができるときは、行わない。

（判定基準）

第 11 条 専門委員会は、前条各号の規定による判定を行うための基準を定めるものとする。

- 2 専門委員会は、医学的知見を反映させるため、必要に応じて前項の基準の改定を行うものとする。

（建築物のアスベスト対策）

第 12 条 区長は、次に掲げる建築物に係るアスベスト対策を行わなければならない。

- (1) 区が所有する建築物（以下「区有建築物」という。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの

ア 文京区立さがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会最終報告書（平成 15 年 12 月）に記載された建築アスベスト対策

イ 「区有施設の改築・改修時における石綿処理について」（平成 11 年 8 月）の方針に基づいて、改築時又は改修時に行う石綿吹付け材（石綿を含有するものを含む。）及び石綿含有建材の除去工事

ウ 文京区のホームページにおける吹付けアスベスト（石綿）対策工事状況リストの公開

- (2) 建築物（区有建築物を除く。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの

ア 区の区域内の建築物について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に基づく確認申請があったとき又は同法第 6 条の 2 に基づく指定確認検査機関に対する確認申請があったときに行うアスベストを飛散させないための対策についての指導

イ 建築基準法第 12 条第 1 項に基づく定期調査報告に当たっての、建築物所有者等への、吹き付け石綿等のある建築物の実態を適切に把握させるための周知と指導

ウ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 18 条の 17 第 1 項及び第 2 項に基づく特定粉じん排出等作業実施の届出があったときに行う確認及び指導

エ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 124 条第 1 項に基づく石綿含有建築物解体等工事施工計画等

の届出があったときに行う確認及び指導

オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 10 条の規定による解体の事前届出があったときに行う確認及び指導

カ 文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱（平成 17 年 1 月 1 日施行）に基づく報告があったときに行う確認及び指導

キ 区報、ホームページ等でのウ、エ及びカに関する届出及び作業遵守事項についての周知

（改正手続）

第 13 条 区長は、この要綱の改正を行うときは、事案の決定を行う前に、専門委員会に諮問し、その答申に基づいて改正を行うものとする。ただし、法改正に伴う引用条文の変更若しくは用語の変更又は組織改正に伴う組織名称の変更に係る改正については、この限りでない。

（事務局）

第 14 条 健康対策の実施に係る事務局は、こども未来部幼児保育課に置く。

（委任）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、決定日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区 分	金 額	上限額	添付書類
第 5 条の規定により健康相談をするに当たり、診断書を取得する場合	診断書料：実費	10,000 円	領収書
	診断書を取得及び提出するために要した交通費：必要かつ妥当な実費	50,000 円	交通費の内訳書・領収書 （領収書は、タクシー代、高速道路代及び駐車場代について申請する場合に限る。）
	診断書の提出のための郵送料：実費	なし	なし

備考

- 1 海外において診断書を取得した場合は、為替レートを基に円換算した上で、上記の算定基準に準じて取り扱う。
- 2 診断書料に係る負担については、診断書の取得日から、おおむね 1 年以内に相談を行った場合に限る。
- 3 交通費に係る負担については、タクシーその他の公共交通機関の料金水準を相当程度超える費用を要する交通手段を使用した場合において、公共交通機関の便などを考慮した上で相当性が認められないときは、電車、バス等の運賃を限度とする。
- 4 交通費に係る負担について、自家用車を使用した場合は、ガソリン代、高速道路代及び駐車場代を負担する。この場合において、ガソリン代は、移動距離に応じて 1km 当たり 15 円で算定するものとする（算定した額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。

健康管理台帳

整理番号	
------	--

ふりがな			
氏名		生年月日	年 月 日
保護者氏名			
滞在時間	時間 分	滞在日数	日
ばく露量(推定値Ⅰ)	f/ml・10h	ばく露量(推定値Ⅱ)	f/ml・10h

年 月 日現在			
住 所			
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			
備 考			

年 月 日現在			
住 所			
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			
備 考			

年 月 日現在			
住 所			
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			
備 考			

年 月 日現在			
住 所			
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			
備 考			

既往歴

年 月 日	概 要

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

＜リスク値＞生涯発生数／100万人

疾 病 名	専門機関等名称	推定値(Ⅰ)	推定値(Ⅱ)
肺 が ん	Hughes		
	日本産業衛生学会		
	WHO		
中 皮 腫	Hughes		
	日本産業衛生学会		
	WHO		
合 計	Hughes		
	EPA		
	日本産業衛生学会		
	WHO		

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

文京区長 殿

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断及び健康相談費用等
交付申請書兼請求書

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康対策として、健康診断及び健康相談等に係る費用について、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱第 5 条第 2 項及び文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断実施要綱第 9 条第 1 項の規定により、以下のとおり申請し、請求します。

申請・請求者 氏名	
住 所	〒
金 額	_____円
内 訳 (健康診断関係)	区が実施する健康診断受診 @4,000 円 × _____回
	区が実施する健康診断以外で撮影した写真の撮影等の費用（※1） （撮影料金と複写料金の合計で上限 50,000 円） 撮影料金（自費で行った場合） _____円 ※ 領収書添付
	複写料金 _____円 ※ 領収書添付
	撮影（自費で行った場合）、複写及び提出のために要した交通費 _____円 ※ 内訳書・領収書添付（※2.3） （上限 50,000 円）
	郵送料金 _____円
	読影を受けるに当たって取得した診断書等の費用（※4.6） 診断書料金 _____円 ※ 領収書添付（上限 10,000 円） 診断書の取得及び提出のために要した交通費 _____円 ※ 内訳書・領収書添付（※2.3） （上限 50,000 円） 郵送料金 _____円

内 訳 (健康相談関係)	相談をするに当たって取得した診断書等の費用 (※5.6)									
	診断書料金 _____ 円 ※ 領収書添付 (上限 10,000 円)									
	診断書の取得及び提出のために要した交通費 _____ 円 ※ 内訳書・領収書添付 (※2.3) (上限 50,000 円)									
	郵送料金 _____ 円									
振込先	金融機関・支店名	銀行 信用金庫 信用組合 支店								
	預金種目	1 普通	口座番号							
		2 当座	(右詰)							
	ふりがな									
	口座名義									

- (※1) 写真の撮影日からおおむね 1 年以内に読影を行った場合に限る。
- (※2) タクシー代その他の公共交通機関の料金水準を相当程度超える費用を要する交通手段を使用した場合において、公共交通機関の便などを考慮した上で相当性が認められないときは、電車、バス等の運賃を限度とする。また、自家用車を使用した場合は、ガソリン代、高速道路代及び駐車場代を負担する。この場合において、ガソリン代は、移動距離に応じて 1km 当たり 15 円で算定するものとする（算定した額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。
- (※3) 領収書は、タクシー代、高速道路代及び駐車場代について申請する場合に限る。
- (※4) 区が診断書の提出を求め、当該診断書の取得日からおおむね 1 年以内に読影を行った場合に限る。
- (※5) 診断書の取得日からおおむね 1 年以内に相談を行った場合に限る。
- (※6) 海外において診断書を取得した場合は、為替レートを基に円換算した上で、上記の算定基準に準じて取り扱う。